

令和 8 年度棚田地域振興関連予算概算要求 (一覧表)



内閣府
地方創生推進事務局

令和 7 年 10 月

令和8年度棚田地域振興関連予算概算要求一覧表

No.	府省庁名	事業名	事業目的	事業概要	棚田地域における実績(事例)	事業実施主体	補助対象				主な補助率	R7予算 (百万円)	R8予算概算 要求(百万円)	令和8年度予算概算 要求における優先採 択措置、優遇措置の 追加や要件緩和等の 拡充措置	左記措置の 対象範囲	活動計画申請に当たっての 留意事項 (各事業の採択時期、活動計画 に位置付ける際の留意点等)	備考	詳細版 参照 ページ
							地方公共 団体	協 議 会 等	民 間 事 業 者	そ の 他								
1	総務省	ふるさとワー キングホリ デー推進事 業	都市部の人たちなどが一 定期間地方に滞在し、働 いて収入を得ながら、地 域住民との交流や学びの 場などを通じて地域での 暮らしを体感する「ふるさ とワーキングホリデー」を 推進。	地方公共団体の取組を支援するため、 以下の広報支援を実施。 ・専用のポータルサイトの運用 ・SNS(X、Instagram、facebook)の運用 ・インターネット広告の実施 ・説明会の開催 等	・長野県伊那市 長野県伊那市が実施したふるさとワー キングホリデーの参加者が、棚田で自 然農米の田植え稲刈り等に従事した。	国	○				—	30	30	—	—	各自治体が随時企画・募集		1
2	総務省	過疎地域持 続的発展支 援交付金	過疎地域等における地域 課題解決のための取組を 支援することにより、過疎 地域等の持続的発展を 支援。	①過疎地域等集落ネットワーク圏形成 支援事業 基幹集落を中心に周辺の複数集落を ひとつのまとまりとする「集落ネットワ ーク圏」(小さな拠点)において、地域運営 組織等が行う生活支援の取組や「なり わい」を創出する活動を支援。 ②過疎地域持続的発展支援事業 過疎地域の地域課題解決を図り、持続 的発展に資する取組として必要な人材 育成事業、ICT等技術活用事業等を支 援。	・新潟県十日町市 「まつだい棚田バンク」制度に協力す る6集落を中心に、圏域内の他集落の 参加が促されるような、強いブランド化 を図って地域活性化の軸をつくる。	①地域運 営組織等 ②過疎市 町村・定額 都道府県: 1/2又は 6/10	○				①定額 ②過疎市 町村・定額 都道府県: 1/2又は 6/10	654	654	—	—	令和7年5月下旬採択決定予定	予算額は、 過疎地域持 続的発展支 援交付金の うち、①及 び②に係る 予算額を計 上。	5
3	総務省	地域おこし協 力隊	人口減少や高齢化等の 進行が著しい地方の地域 力維持・強化を図るため には担い手となる人材の 確保が課題であり、地域 おこし協力隊員として都 市住民を委嘱し、一定期 間以上、農林水産業、住 民の生活支援などの地域 協力活動に従事してもら いながら、定住・定着を図 る取組を推進。	地域おこし協力隊の更なる拡充のた め、全国サミットの開催等により広く制 度の周知を行うとともに、隊員・自治体 双方への研修の充実や受入・サポート 体制の構築により自治体の取組を支 援。	・新潟県十日町市 地域おこし協力隊員が、星峠の棚田 の清掃・保全活動に取り組むととも に、その棚田で生産される棚田米の 直売・販売促進を実施。 ・岡山県美作市 地域おこし協力隊が、上山地区の棚 田における持続可能な新たな農業の かたちの確立を目指すなど、棚田の 再生に向けた活動を実施。	国	○			○	—	248	372	—	—	・インターネット広告や ホームページ、SNS等 による制度の周知を、 ターゲットに応じて戦 略的に実施する取組 を強化し、隊員のなり 手の更なる掘り起こし および応募者と自治体 のマッチング強化を行 う。 ・隊員の起業・事業承 継等を支援するため、 「起業・事業化研修」等 の取組を強化し、専門 家のアドバイスによる ビジネスプランの磨き 上げ、事業実現に向け たサポート等の充実を 行う。	各自治体が随時企画・募集	7
4	総務省	都市・農山漁 村の地域連 携による子 供農山漁村 交流推進事 業	小学校等における農山漁 村での宿泊体験活動 (「子ども農山漁村交流プ ロジェクト」内閣官房、総 務省、文部科学省、農林 水産省、環境省連携)の 推進にあたり、受入側は 体制整備に必要なマンパ ワー不足、送出側は教員 の負担増等が課題になっ ていることから、外部人材 等を積極的に活用し、双 方のコーディネートや体 験活動を支援する体制を 構築。	子ども農山漁村交流プロジェクトに取り 組む受入地域の活性化のため、外部 人材等の多様な人材を活用した取組に ついて、地方公共団体から提案を受け た中から、モデルとなる取組を委託調 査事業として採択し、先進事例を構築・ 横展開を図る。	・熊本県熊本市 芳野校区振興協議会(受入側)と熊本 市内の小学校(送り側)との交流プロ グラムにおいて、棚田についての事前 学習や棚田での水稲刈り体験活動を 実施。	国	○				—	18	18	—	—	令和7年4～6月頃に採択予定		8

令和8年度棚田地域振興関連予算概算要求一覧表

No.	府省庁名	事業名	事業目的	事業概要	棚田地域における実績(事例)	事業実施主体	補助対象				主な補助率	R7予算 (百万円)	R8予算概算 要求(百万円)	令和8年度予算概算 要求における優先採 択措置、優遇措置の 追加や要件緩和等の 拡充措置	左記措置の 対象範囲	活動計画申請に当たっての 留意事項 (各事業の採択時期、活動計画 に位置付ける際の留意点等)	備 考	詳細版 参照 ページ
							地方公共 団体	協 議 会 等	民 間 事 業 者	そ の 他								
5	総務省／ 内閣府	特定地域づ くり事業の推 進	人口急減地域において、 地域社会及び地域経済の 重要な担い手である地 域づくり人材が安心して 活躍できる環境の整備を 図る。	地域人口の急減に直面している地域に おいて、就労その他の社会的活動を通 じて地域社会の維持及び地域経済の 活性化に寄与する人材の確保及びそ の活躍の推進を図るため、地域人口の 急減に対処するための特定地域づくり 事業の推進に関する法律(令和元年法 律第64号)に基づく特定地域づくり事業 協同組合の安定的な運営を確保する ための支援等を行う。	—	地方公共 団体	○				地方公共 団体 1／2	560	760	対象経費上限額の見 直し(派遣職員人件 費 400万円/人→ 450万円/人、事務局 運営費 600万円/組 合→670万円/組合)	—	採択時期は随時	内閣府で予 算計上後、 総務省予算 に移替えて 執行	9
6	文部科学 省	体験活動等 を通じた青 少年自立支 援プロジェ クト	青少年のリアルな体験活 動の機会の充実を図るた め、普及啓発、調査研 究、教育的効果の高い自 然体験活動の構築を図る とともに、青少年を対象に 優れた取組を行っている 企業を表彰。	青少年の体験活動等について、以下を 推進。 ①全国的なリアル体験活動の普及啓 発 ②青少年の体験活動の推進に関する 調査研究 ③教育的効果の高い長期自然体験活 動の構築事業 ④青少年の体験活動推進企業表彰	—	国	○	○	○		委託事業 として実施	71	71	—	—	調整中 参考:令和7年度実績 令和7年5月 公募開始 7月 採択決定		10
7	文部科学 省	健全育成の ための体験 活動推進事 業	子どもたちの豊かな成長 に欠かせない、自然体 験、農山漁村体験、文化 芸術体験など様々な体験 活動を通じ、児童生徒の 豊かな人間性や社会性を 育むとともに、自己有用 感を高め、自らの役割を 意識させるなど一人一人 のキャリア発達を促す。	自然体験や農山漁村体験など、学校教 育活動における2泊3日以上の宿泊体 験活動の取組に対する事業費等の補助	—	地方公共 団体	○				地方公共 団体 1／3	99	177	—	小・中・高等学 校、教育委員会 等	調整中 参考:令和7年実績 令和7年2月 公募開始 令和7年4月 事業執行		11
8	文化庁	【国宝重要文 化財等保存・ 活用事業費 補助金】 文化的景観 保護推進事 業	地域における人々の生活 又は生業及び当該地域 の風土により形成された 景観地で我が国民の生 活又は生業の理解のた め欠くことのできないもの の保存と活用を図る。	文化的景観の保存と活用を図るための 事業に要する経費についての補助	—	地方公共 団体	○		○		原則50% (別に令和6年 度補正 85)	257 (別に令和6年 度補正 85)	303	重要文化的景観に選 定されている指定棚 田地域において当該 事業が活用されるよ う、事業の周知を行 う。	重要文化的景 観に選定されて いる指定棚田 地域	補助対象事業には、地方公共団 体が直接行う「直接事業」と、地 方公共団体が所有者等の行う事 業を補助する「間接事業」を含 む。 事業の採択時期は、通例、4月、 6月、9月、11月、2月の初頭であ り、各採択時期の概ね2カ月前に は文化庁担当部門と事業内容に ついての協議が完了しているこ とが求められる。		12

令和8年度棚田地域振興関連予算概算要求一覧表

No.	府省庁名	事業名	事業目的	事業概要	棚田地域における実績(事例)	事業実施主体	補助対象				主な補助率	R7予算 (百万円)	R8予算概算 要求(百万円)	令和8年度予算概算 要求における優先採 択措置、優遇措置の 追加や要件緩和等の 拡充措置	左記措置の 対象範囲	活動計画申請に当たっての 留意事項 (各事業の採択時期、活動計画 に位置付けの際の留意点等)	備考	詳細版 参照 ページ
							地方公共 団体	協議会 等	民間 事業者	その他								
9	文化庁	【国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金】 歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業	文化財保護法により国の指定を受けた史跡、名勝、天然記念物の保存と活用を図る。	国指定史跡・名勝・天然記念物の保存と活用を図るために所有者又は管理団体が行う整備等に必要な経費を補助。	棚田を含む下記の史跡名勝天然記念物への補助を実施。 ・棚田内の管理用道路整備及び建築物修理(長野県千曲市)	所有者又は管理団体	○		○		原則50%	4,507 (別に令和6年度補正 7,556)	6,228 (別に令和7年度補正 4,271)	名勝に指定されている指定棚田地域において当該事業が活用されるよう、事業の周知を行う。	名勝に指定されている指定棚田地域	事業の採択時期は、通例、4月、6月、9月、11月、2月の初頭であり、各採択時期の概ね2カ月前には文化庁担当部門と事業内容についての協議が完了していることが求められる。		13
10	文化庁	【国宝重要文化財等防災施設整備費補助金】 重要文化財等防災施設整備事業	史跡、名勝、天然記念物、重要文化的景観など、国宝重要文化財等の防火対策、耐震対策を図る。	史跡、名勝、天然記念物、重要文化的景観など、国宝重要文化財等の防火対策、耐震対策に係る施設整備の経費を補助。	棚田を有する集落の林道法面に、落石防護ネットを施工(大阪府泉佐野市日根荘大木の農村景観)	所有者又は管理団体	○		○		原則50%	2,314 (別に令和6年度補正 8,406)	4,934 (別に令和7年度補正 3,779)	該当地域において当該事業が活用されるよう、事業の周知を行う。	名勝に指定されている指定棚田地域及び重要文化的景観に認定されている指定棚田地域等	事業の採択時期は、通例、4月、6月、9月、11月、2月の初頭であり、各採択時期の概ね2カ月前には文化庁担当部門と事業内容についての協議が完了していることが求められる。		14
11	文化庁	地域文化財総合活用推進事業	各地に所在する有形・無形の文化芸術資源を、その価値の適切な継承にも配慮しつつ、地域振興、観光・産業振興等に活用するための取組を支援することで、文化振興とともに地域活性化を推進。	①世界文化遺産 世界文化遺産の所有者、保護団体等によって構成される実行委員会等が実施する世界文化遺産に関する普及啓発、人材育成等の取組に対して補助(定額)。 ②文化財保存活用地域計画作成 地域の文化財を中核として、周辺環境を含めた総合的な保存・活用や文化財を生かした観光拠点形成を図るための「文化財保存活用地域計画」等の作成に係る経費を補助(定額)。 ③地域文化遺産 地域に古くから継承されている当該地域に固有の文化遺産を活用した人材育成や普及啓発等の特色ある取組を支援(定額)。	①棚田地域を含む世界文化遺産における情報発信、人材育成等を支援。 (長崎県平戸市を含む「長崎と潜伏キリシタン関連遺産」として) ②ー ③ー	①実行委員会等 ②市町村 ③実行委員会等	○	○			定額	①93 ②245 ③360 (別に令和6年度補正 140)	①93 ②245 ③800	指定棚田地域を含む市町村又は世界遺産の構成要素となっている指定棚田地域において当該事業が活用されるよう、事業の周知に努める。	指定棚田地域を含む市町村又は世界遺産の構成要素となっている指定棚田地域	①採択時期は令和8年3月下旬頃を予定。 ②採択時期は令和8年4月を予定。 ③採択時期は令和8年3月下旬頃を予定。		15
12	文化庁	伝統文化親子教室事業	次代を担う子どもたちに対して、伝統文化・生活文化等に関する活動を計画的・継続的に体験・修得できる機会を提供し、伝統文化等の確実な継承・発展と、子供たちの豊かな人間性を涵養する。	①伝統文化親子教室(教室実施型) 伝統文化等に関する活動を行う団体等が地域の子供たちに伝統文化等の計画的・継続的な体験・修得の機会を提供する取組に対して支援を行う。 ②伝統文化親子教室(地域展開型) 地方公共団体及び地方公共団体を中心とする実行委員会等が幅広い伝統文化等の分野に親しむきっかけ作りや、教室実施型が困難な地域での継続的・計画的な体験・修得機会を提供する取組に対して支援を行う。 ③伝統文化親子教室(統括実施型) 全国的な活動を展開する統括団体等が体験・修得機会の地域偏在の解消のため、教室実施型の取組を広域的・組織的に提供する取組に対して支援を行う。	—	国	○	○	○		委託事業として実施	1,488	1,578	当該事業の対象となる棚田地域を含む地方公共団体において当該事業が活用されるよう、事業の周知に努める。	当該事業の対象となる棚田地域を含む地方公共団体	採択時期： (教室実施型・統括実施型)令和8年8月下旬を予定 (地域展開型)令和8年4月下旬を予定		17

令和8年度棚田地域振興関連予算概算要求一覧表

No.	府省庁名	事業名	事業目的	事業概要	棚田地域における実績(事例)	事業実施主体	補助対象				主な補助率	R7予算 (百万円)	R8予算概算 要求(百万円)	令和8年度予算概算 要求における優先採 択措置、優遇措置の 追加や要件緩和等の 拡充措置	左記措置の 対象範囲	活動計画申請に当たっての 留意事項 (各事業の採択時期、活動計画 に位置付ける際の留意点等)	備考	詳細版 参照 ページ
							地方公共 団体	協 議 会 等	民 間 事 業 者	そ の 他								
13	農林水産省	強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ	産地の収益力強化と持続的な発展のため、強い農業づくりに必要な産地基幹施設の整備等を支援。	産地農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による集出荷貯蔵施設等の産地の基幹施設の整備等を支援。	—	都道府県、市町村、農業者の組織する団体等	○		○	○	1/2以内	11,952	12,152	(継続) ・指定棚田地域について、一部施設の補助率の嵩上げ、面積要件緩和 ・中山間地農業ルネッサンス事業の枠組みを活用した優遇措置(優先枠加算、面積要件緩和、上限事業費緩和)	指定棚田地域	令和8年度に中山間農業ルネッサンス事業の枠組みを活用する場合、国から都道府県への割当内示までに指定棚田地域の指定を受けている必要がある。	内数	18
14	農林水産省	スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業	農業者の高齢化・減少が進む中においても農業の持続的な発展を図るため、農業支援サービス事業者の人材育成や活動の促進、サービスの提供に要するスマート農業機械等の導入等の取組を支援。	①農業支援サービスの立上げ・事業拡大支援として農業支援サービス事業者の人材育成や活動の促進、サービスの提供に要するスマート農業機械等の導入の取組を支援。 ②農業支援サービス事業の環境整備として、サービスの作業工程や作業精度等の標準化の取組を支援。	—	民間団体等	○	○	○	○	定額 1/2以内 等	30	980	サービス提供先の農業者の過半以上が中山間地域で営農している場合に優遇措置(ポイント加算)	中山間地域とは、「農林統計に用いる地域区分の制定について」の農業地域類型区分別基準指標において、中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域	—	内数	19
15	農林水産省	環境保全型農業直接支払交付金	農業の持続的発展のためには、食料供給の観点のみならず、自然環境保全などの多面的機能が発揮されることが必要であることから、農業生産に由来する環境負荷の軽減とともに地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い取組を推進。	化学肥料・化学農業を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む農業者の組織する団体等に対して、取組面積に応じて支援。	・宮崎県高千穂町 本交付金を活用した環境保全型農業の実施により、環境負荷の低減に寄与。	農業者の組織する団体等			○		定額	2,804	2,871	(継続) 中山間地農業ルネッサンス事業の枠組みを活用した優遇措置(要件緩和)	指定棚田地域	令和8年度に中山間地農業ルネッサンス事業の枠組みを活用する場合、事業計画の提出(令和8年6月末〆切)までに指定棚田地域の指定を受けている必要がある。		20

令和8年度棚田地域振興関連予算概算要求一覧表

No.	府省庁名	事業名	事業目的	事業概要	棚田地域における実績(事例)	事業実施主体	補助対象				主な補助率	R7予算 (百万円)	R8予算概算 要求(百万円)	令和8年度予算概算 要求における優先採 択措置、優遇措置の 追加や要件緩和等の 拡充措置	左記措置の 対象範囲	活動計画申請に当たっての 留意事項 (各事業の採択時期、活動計画 に位置付ける際の留意点等)	備考	詳細版 参照 ページ
							地方公共団体	協議会等	民間事業者	その他								
16	農林水産省	集落営農連携促進等事業	集落営農の構成員の高齢化や減少が進む中で、将来にわたって農地を持続的に利用できるよう、集落営農の連携・合併に向けた収益力強化等を目指すためのビジョンづくり、その実現に向けた取組を総合的に支援。	集落営農の連携・合併に向けたビジョンづくりや人材の確保、新たな作物の導入等の取組を支援。	・山口県阿武町、大分県竹田市ほかビジョンづくり及びその実現に向けた人材の確保、収益力向上に向けた取組、組織体制の強化、効率的な生産体制の確立など、地域の状況を踏まえて総合的に支援。	都道府県市町村 集落営農	○		○		定額 1/2以内	200	200	(継続) 中山間地農業ルネッサンス事業の枠組みを活用した優遇枠設置	指定棚田地域	令和8年度に中山間農業ルネッサンス事業の枠組みを活用する場合、国から都道府県への割当内示までに指定棚田地域の指定を受けている必要がある。	内数	21
17	農林水産省	中山間地域等直接支払交付金	農業生産条件が不利な中山間地域は、荒廃農地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されているため、農業生産条件に関する不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を図る。	中山間地域等において、集落等を単位とする協定に基づき5年間以上農業生産活動を継続して行う農業者等に、平地との農業生産条件の不利を補正する交付金を交付。	・指定棚田地域における棚田地域振興活動加算の実施地区数は366地区(令和5年度)。 ・広島県安芸太田町(津浪集落協定) 大学生と連携して棚田の保全に取り組むとともに、地域住民でアイデアを出し合いながら、直売所や休憩所の機能を持つ交流拠点を運営。 ・宮崎県五ヶ瀬町(宮野原集落協定) 「鳥の巣棚田」を中心とした農地保全への取組として、獣害対策等を実施。NPO法人と連携した荒廃農地再生、地元女性グループとの地域活性化策なども推進。	農業者の組織等団体等			○		定額	28,460	28,460	(継続) ①対象地域に指定棚田地域(保全を図る棚田等に限る)を追加(要件緩和) ②認定棚田地域振興活動計画の保全対象の棚田等に対して加算 ③棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち、超急傾斜農地を対象に加算額を引き上げ	①指定棚田地域(保全を図る棚田等に限る) ②③認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等のうち、一定の要件を満たす地域	①令和8年度から実施する場合、令和8年8月末までに指定棚田地域の指定を受けた上で、要領等に基づく書類の提出を行う必要がある。 ②③令和8年度から実施する場合、令和8年6月末までに活動計画の認定を受けた上で、要領等に基づく書類の提出を行う必要がある。 なお、「棚田等の保全」、「棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮」、「棚田を核とした棚田地域の振興」の各々について、定量的な取組目標を1つ以上設定・達成すること等が要件。		22

令和8年度棚田地域振興関連予算概算要求一覧表

No.	府省庁名	事業名	事業目的	事業概要	棚田地域における実績(事例)	事業実施主体	補助対象				主な補助率	R7予算 (百万円)	R8予算概算 要求(百万円)	令和8年度予算概算 要求における優先採 択措置、優遇措置の 追加や要件緩和等の 拡充措置	左記措置の 対象範囲	活動計画申請に当たっての 留意事項 (各事業の採択時期、活動計画 に位置付けの際の留意点等)	備考	詳細版 参照 ページ
							地方公共 団体	協議会等	民間事業 者	その他								
18	農林水産省	農山漁村振興交付金	農山漁村の自立及び維持発展に向けて、都市と農山漁村の双方から「農山漁村を知ってもらう」機会を創出するとともに、農山漁村がもつ豊かな自然や「食」等の多様な地域資源を、農業やその関連産業のみならず、観光、福祉、教育等にも活用することにより、農山漁村における就業の場の確保、所得の向上及び雇用の増大を実現し、地域活性化を図る。	少子高齢化・人口減少が進む農山漁村において、多様な人材が農村に関わる機会を創出するとともに、農山漁村の多様な地域資源を活用して所得の向上と雇用の創出を図る「里業」の推進等の「経済面」の取組、生活の利便性の確保を図る「生活面」の取組など農村振興施策を総合的に推進することにより、地域社会の維持、活性化を後押し。	・長野県上田市 棚田の保全及び棚田を活用したイベント(田植え、稲刈り、かかしまつり、棚田キャンプ、ししおどし等)の開催<中山間農業推進対策 ・岐阜県恵那市(事業実施主体:中野方農泊推進協議会) 日本棚田百選である「坂折棚田」棚田オーナーに対する宿泊促進プロモーションチラシ作成。<農泊推進型 ・兵庫県養父市(事業実施主体:兵庫県) 用水路等の整備により棚田の機能を確保し、棚田の景観や農作業体験により、交流人口の増加、棚田で生産された農産物の販売促進を図る。<定住・交流型 ・広島県安芸太田町(事業実施主体:井仁棚田周辺地域活性化協議会) 日本棚田百選である「井仁の棚田」を活用したグリーンツーリズム等を実施。<地域活性化型 ・山口県長門市 棚田地域への来訪者のためのサイン計画策定及び誘導看板の設置。最新の情報を整理するとともに、発信先となるSNSやHPをより多くの人が閲覧できる仕掛けにより広く棚田地域を周知<中山間農業推進対策	地域協議会、市町村、農林漁業者の組織する団体等	○	○	○	○	定額、1/2等	7,389	8,575	①～⑦:(継続) ①指定棚田地域での取組に対する上乗せ取組実績上乗せ及び審査時のポイント加算の優遇措置(地域資源活用価値創出対策(地域資源活用価値創出推進事業のうち地域活性化型)) ②棚田の保全・振興に対応した取組を支援(地域資源活用価値創出対策(地域資源活用価値創出整備事業のうち定住促進・交流対策型)) ③中山間地農業ルネッサンス事業の枠組みを活用した指定棚田地域における優遇措置(ポイント加算等)(地域資源活用価値創出対策、最適土地利用総合対策) ④③に加え、補助率嵩上げ(地域資源活用価値創出対策(地域資源活用価値創出整備事業のうち産業支援型)) ⑤対象地域に指定棚田地域(要件緩和)や棚田を含む農用地保全・振興に関する多様な取組の実践(中山間地農業推進対策) ⑥指定棚田地域について、審査時にポイント加算(最適土地利用総合対策) ⑦指定棚田地域での取組に対して、審査時にポイント加算(山村活性化対策) ⑧:(新規) 棚田地域振興のための予算「棚田地域振興対策推進事業」の創設	①③④⑤⑥⑦指定棚田地域 ②⑧認定棚田地域振興活動計画	①を活用する場合は、公募の申請までに指定棚田地域の指定を受けている必要がある。 ②を活用する場合は、棚田地域振興法第12条の規定による「指定棚田地域振興活動計画」の認定申請(「活性化計画」のみなし提出)を行う必要がある。なお、「みなし提出」を行った場合であっても、本交付金の交付を受けるためには「活性化計画」に基づく事業と同様の手続きが必要となる。 ③を活用する場合は、対策毎に定める公募等の申請までに都道府県が中山間地ルネッサンス事業実施要綱第2における「地域別農業振興計画」を策定する必要があるが、「指定棚田地域振興活動計画」とみなすことができる。 ④を活用する場合は、整備事業の開始前に6次産業化等の取組を盛り込んだ指定棚田地域振興活動計画の認定を受けた上で、実施要領に基づく地域経済への波及効果に関する目標を設定した事業実施計画の提出を行う必要がある。 ⑤を活用する場合は、都道府県は中山間地ルネッサンス事業実施要綱第2における「地域別農業振興計画」を策定する必要があるが、「指定棚田地域振興活動計画」を「地域別農業振興計画」とみなすことができる。 ⑥を活用する場合は、申請までに指定棚田地域の指定を受けている必要がある。 ⑦を活用する場合は、募集の申請までに指定棚田地域の指定を受けている必要がある。 ⑧を活用する場合は、棚田地域振興法第12条の規定による「指定棚田地域振興活動計画」の認定申請を行う必要がある。	内数	23
19	農林水産省	鳥獣被害防止総合対策交付金	野生鳥獣の生息分布区域が拡大し、農作物被害が深刻化している中、市町村が作成する被害防止計画に基づく取組を総合的に支援することで、野生鳥獣による農作物被害の軽減を図る。	農作物被害のみならず農山漁村での生活に影響を与える鳥獣被害の防止のため、広域的で効果的・効率的な鳥獣被害対策やジビエ利用拡大への取組等を支援。	・山口県下関市、新潟県村上市 棚田地域における鳥獣被害防止対策として、本交付金を活用して侵入防止柵の設置等を行い、農作物被害を軽減し、棚田の維持に寄与。	協議会、地方公共団体、民間団体	○	○	○	定額、1/2以内等	9,900	11,627	(継続) ・指定棚田地域について、補助率嵩上げ(50%→55%)の対象としている。 ・中山間地農業ルネッサンス事業の枠組みを活用した審査時のポイント加算(審査時に+3ポイント)	指定棚田地域	①令和7年度に中山間地農業ルネッサンス事業の枠組みを活用するとともに優遇措置(ポイント加算)を受ける場合、要望量調査(概ね1月中旬頃)までに指定棚田地域の指定(見込み可)を受けている必要がある。 ②令和7年度に補助率の嵩上げの措置を受ける場合、事業実施計画の提出までに指定棚田地域の指定を受けている必要がある。	内数	37	

令和8年度棚田地域振興関連予算概算要求一覧表

No.	府省庁名	事業名	事業目的	事業概要	棚田地域における実績(事例)	事業実施主体	補助対象				主な補助率	R7予算 (百万円)	R8予算概算 要求(百万円)	令和8年度予算概算 要求における優先採 択措置、優遇措置の 追加や要件緩和等の 拡充措置	左記措置の 対象範囲	活動計画申請に当たっての 留意事項 (各事業の採択時期、活動計画 に位置付ける際の留意点等)	備考	詳細版 参照 ページ
							地方公共 団体	協議会等	民間事業 者	その他								
20	農林水産省	多面的機能 支払交付金	農村地域の集落機能の低下により地域の共同活動等が困難な状況となっているため、多様な人材の参画や広域的な保全管理を促進し、地域資源の保全管理体制を強化することにより、多面的機能の維持・発揮に寄与するとともに、担い手農家への農地集積という構造改革を後押し。	地域共同で行う多面的機能を支える活動や地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る活動として以下を支援。 ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持など地域資源の基礎的保全活動(農地維持支払) ・水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動など地域資源の質的向上を図る共同活動及び施設の長寿命化のための活動(資源向上支払)	・指定棚田地域における令和6年度事業実施組織は878組織。 ・山形県朝日町(能中集落協定)棚田の法面や農道・水路等の草刈り等を実施。耕作放棄地の発生が防止され、良好な棚田景観が保全されている。	農業者等の組織する団体			○		定額	50,048	50,048	(継続) ・中山間地農業ルネッサンス事業の枠組みを活用した優遇措置(事業要件の緩和)	指定棚田地域	令和8年度に中山間地農業ルネッサンス事業の枠組みを活用する場合、令和8年6月末までに指定棚田地域の指定を受けている必要がある。		38
21	農林水産省	農業農村整備関係事業	スマート農業技術の導入に資する農地の大区画化、水田の汎用化・畑地化、農業水利施設の計画的な更新・長寿命化、省エネ化・再エネ利用、省力化等による適切な保全管理、ため池の防災・減災対策、田んぼダムの取組拡大等流域治水対策、農道の整備等の農業生産基盤の整備・保全を推進。	1. スマート農業、国内の需要等を踏まえた生産に対応した基盤整備 農地の大区画化等の基盤整備を推進するとともに、ほ場周りの草刈り・水管理等の管理作業の省力化に資する整備、水田の汎用化・畑地化や、畑地かんがい施設の整備等を推進。 2. 農業水利施設の戦略的な保全管理 農業水利施設の計画的な更新、緊急的な施設の補強、施設の集約・再編やポンプ等の省エネ化、小水力発電等の再エネ利用、操作・運転の省力化・自動化のためのICT導入等を推進するとともに、ほ場周りの水路等については、水路の管路化、自動給水栓の導入等により管理作業の省力化を推進。また、土地改良区等による適切な施設管理を推進。 3. 農業・農村の強靱化に向けた防災・減災対策 防災重点農業用ため池の防災工事、農業水利施設の長寿命化・耐震化、これらの農業水利施設や農地を活用した流域治水の取組を推進。また、農業集落排水施設、農道等の強靱化を推進。 (対象事業) ①農業競争力強化基盤整備事業 ②農村地域防災減災事業 ③農山漁村地域整備交付金 ④農地耕作条件改善事業 ⑤農業水路等長寿命化・防災減災事業 ⑥中山間地域農業農村総合整備事業 ⑦農村整備事業 ⑧畑作等促進整備事業 ⑨農業生産基盤情報通信環境整備事業	農地耕作条件改善事業 ・指定棚田地域における令和7年度事業実施地区は21地区(北海道旭川市、山形県山形市、長野県小谷村ほか) 中山間地域農業農村総合整備事業(例) ・長野県飯島町 日曾利地区(区画整理、農業用排水路、生産・販売・交流、農泊等施設整備等) ・宮崎県高千穂町 世界農業遺産高千穂地区(農業用排水路、農道整備、区画整理、営農飲雑用水施設、生産・販売・交流・農泊等施設整備)	都道府県、市町村、土地改良区等	○		○	○		222,786 (⑧含み 224,986)	264,016	・指定棚田地域を含む条件不利地域において、補助率嵩上げ(50%→55%) (①②③④⑤⑦⑧⑨) ・指定棚田地域を含む条件不利地域において、採択要件緩和(面積要件緩和20ha以上→10ha以上) (①②③⑦) ・中山間地農業ルネッサンス事業の枠組みを活用した優遇措置(優先採択) (①③④⑤⑥⑦) ・指定棚田地域を含む条件不利地域のみを対象に事業を実施(⑥)	指定棚田地域	(①②④⑤⑥⑦⑧⑨について) 令和8年度に補助率の嵩上げ、採択要件緩和等の措置を受ける場合や、令和8年度に中山間地農業ルネッサンス事業の枠組みを活用する場合、事務手続上、令和8年1月中旬までに指定棚田地域となることが判明していること並びに指定棚田地域の取扱及び補助率の嵩上げを踏まえた県内の来年度予算の調整を終えておく必要がある。 (③について) 地区の採択等は都道府県の裁量で実施されることとなるため、各都道府県における事務手続において必要となる時期までに、指定棚田地域の指定を受けている必要がある。		39

令和8年度棚田地域振興関連予算概算要求一覧表

No.	府省庁名	事業名	事業目的	事業概要	棚田地域における実績(事例)	事業実施主体	補助対象				主な補助率	R7予算 (百万円)	R8予算概算 要求(百万円)	令和8年度予算概算 要求における優先採 択措置、優遇措置の 追加や要件緩和等の 拡充措置	左記措置の 対象範囲	活動計画申請に当たっての 留意事項 (各事業の採択時期、活動計画 に位置付ける際の留意点等)	備考	詳細版 参照 ページ
							地方公共 団体	協 議 会 等	民 間 事 業 者	そ の 他								
22	農林水産省	地すべり対策事業	地すべり防止区域内において地すべり対策を実施することにより、農用地・農業用施設をはじめ人家、人命及び公共用施設等の被害を防止し、国土の保全と安全で快適な生活環境の実現に貢献。	地すべり防止を図るために行う地すべり防止施設の整備等。	・新潟県上越市 濁沢の棚田を含む約1,520haを保全対象として、地すべり防止事業を実施 ・島根県出雲市 野尻棚田を含む約1,196haを保全対象として、地すべり防止事業を実施	①国 ②都道府県 市町村 土地改良区 等	○			○	①2/3 ②1/2	①720 ②農村地域防災減災事業 (38,086百万円)の内数	①500 ②農村地域防災減災事業 (45,056百万円)の内数	—	—			58
23	農林水産省	農地集約化促進事業	地域計画(目標地図)の早期実現・ブラッシュアップに向けて農地バンクを活用した農地の集約化に取り組む地域を支援。	農地バンクからの転貸等による農地の集約化等に取り組む地域に対し、支援金を交付。	—	市町村	○				定額	—	8,091	交付申請地域が中山間地域である場合に優遇措置(要件緩和)	中山間地域とは、「農林統計に用いる地域区分の制定についてにおける中間農業地域又は山間農業地域の基準」に該当する地域	—		59
24	林野庁	治山事業のうち地すべり防止事業	地すべり防止区域内において地すべり対策を実施することにより、山地に起因する災害を防止し、農用地・農業用施設をはじめ国民の生命・財産の保全を通じて、安全で安心できる豊かな暮らしの実現を図る。	地すべり防止を図るために行う地すべり防止施設の整備等。	・新潟県上越市、十日町市(直轄事業) 頸城地区の棚田を含む農地約288haを保全対象として、地すべり防止事業を実施 ・新潟県上越市(補助事業) 中ノ俣地区の棚田約2haを保全対象として、地すべり防止事業を実施	国、都道府県	○				2/3、1/2	62,453	73,882	施設の新設と機能強化・長寿命化対策をセットで実施する場合、工事規模要件を1/2に引き下げ(全体計画額:1億円以上→5,000万円以上)	施設の新設と機能強化・長寿命化対策をセットで実施する地区	—	内数	60

令和8年度棚田地域振興関連予算概算要求一覧表

No.	府省庁名	事業名	事業目的	事業概要	棚田地域における実績(事例)	事業実施主体	補助対象				主な補助率	R7予算 (百万円)	R8予算概算 要求(百万円)	令和8年度予算概算 要求における優先採 択措置、優遇措置の 追加や要件緩和等の 拡充措置	左記措置の 対象範囲	活動計画申請に当たっての 留意事項 (各事業の採択時期、活動計画 に位置付ける際の留意点等)	備 考	詳細版 参照 ページ
							地方公共団体	協議会等	民間事業者	その他								
25	林野庁	森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち森林・山村地域活性化振興対策のうち里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金	地域の身近な里山林の整備を促進し、森林の多面的機能の発揮や山村集落の維持・活性化を図るため、里山林の整備・活用に取り組む活動組織の確保・育成、活動の実践を支援。	① 地域協議会が行う活動組織の確保・育成に向けた説明会・体験会の開催、安全な作業技術の習得の支援 ② 集落活動等として、集落周辺の里山林を活用する取組の支援 ③ 点在する森林資源(針葉樹・広葉樹)を本格活用する取組の支援 ④ 活動組織の活動成果の評価検証等 ※中山間地農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画に位置づけられた、農地等の維持保全にも資する取組及び中山間地域等直接支払交付金により荒廃農地の林地化を図った箇所の取組を優先的に支援。	—	地域協議会、民間団体		○	○	○	定額、1/2 以内、1/3 以内	951	1,087	—	—	令和8年度に中山間地農業ルネッサンス事業の枠組みの活用及び中山間地域等直接支払交付金による荒廃農地の林地化を図った箇所の取組を行う場合、各都道府県に設置される地域協議会が定める交付申請期限までに指定棚田地域の指定を受けている必要がある。	内数	61
26	国土交通省	景観改善推進事業	地域への誇りや愛着を持ち、地域住民にとって住みよい環境を整備するとともに、内外からの観光客の訪問先となる魅力あるまちづくりを推進するため、地域における魅力ある景観形成に向けた取組を支援。	・景観計画の策定・改定に対する支援※ ・景観計画の策定・改定にあたっての外部専門家登用やコーディネート活動に対する支援※ ・重点地区内の景観規制上の既存不適格となる建築物等への是正措置に対する支援 ※計画改定は重点地区の新規指定もしくは追加を伴うものに限る。	棚田地域での事例： ○静岡県松崎町、佐賀県みやき町、宮崎県三股町、長野県小谷村、大分県日出町等 景観計画の策定・改定のための取組を実施	市区町村	○				1/2、1/3	58.2	69.8	—	棚田地域における景観改善については事業の活用が可能であり、今後も引き続きこの方針を継続することとする。	採択時期は令和7年3月末頃を予定		62
27	国土交通省	地すべり対策事業	地すべり防止施設等の新設等を行うことにより、人家、公共建物、河川、道路等の公共施設その他のものに対する地すべり等による被害を除却し又は軽減し、国土の保全と民生の安定に資することを目的とする。	地すべり防止区域において、排水施設、擁壁その他の地すべり防止施設等の新設、改良し、その他地すべり等を防止するために実施する地すべり防止工事。	—	①国 ②都道府県	○				①2/3 ②1/2	①治山治水 (892,209百万円[省全体])の内数 ※上記予算額は、デジタル庁一括計上分を含まない。 ②社会資本総合整備(1,334,365百万円[省全体])の内数 ※省全体予算が解禁されるまで記載不可	①治山治水(●●百万円[省全体])の内数 ※上記予算額は、デジタル庁一括計上分を含まない。 ②社会資本総合整備(●●百万円[省全体])の内数 ※省全体予算が解禁されるまで記載不可	—	棚田地域における地すべり対策については事業の活用が可能であり、今後も引き続きこの方針を継続することとする。	採択時期は令和8年3月末頃を予定		63
28	国土交通省	空き家対策総合支援事業	空家法の空家等対策計画に基づき市町村が実施する空き家の活用・除却に係る取組や、NPOや民間事業者等がモデル性の高い空き家の活用等に係る調査検討又は改修工事等を行う場合に支援。	空家住宅等、特定空家等又は不良住宅の除却等に要する費用、空家住宅等の改修等に要する費用、関連する事業に要する費用、NPOや民間事業者等が行う創意工夫をこらしたモデル性の高い空き家の活用等に係る調査検討や改修工事等に要する費用を支援。	—	市区町村 民間事業者等	○	○	○		1/2、1/3、 2/5 等	5,900	7,080	—	棚田地域における空き家対策については本事業の活用が可能であり、今後も引き続きこの方針を継続することとする。	<市区町村向け> 令和7年12月～令和8年1月頃に次年度要望額を調査、3月頃に配分額内定 <NPO・民間事業者等向け> 令和8年4月～5月頃に公募、6～7月頃採択予定	社会資本整備総合交付金でも除却や改修等に対して同様の支援が可能	66

令和8年度棚田地域振興関連予算概算要求一覧表

No.	府省庁名	事業名	事業目的	事業概要	棚田地域における実績(事例)	事業実施主体	補助対象				主な補助率	R7予算 (百万円)	R8予算概算 要求(百万円)	令和8年度予算概算 要求における優先採 択措置、優遇措置の 追加や要件緩和等の 拡充措置	左記措置の 対象範囲	活動計画申請に当たっての 留意事項 (各事業の採択時期、活動計画 に位置付ける際の留意点等)	備考	詳細版 参照 ページ
							地方公共 団体	協 議 会 等	民 間 事 業 者	そ の 他								
29	国土交通省	二地域居住 先進的プロ ジェクト実装 事業	中長期的な課題の解決 に向けてハード・ソフトの 対策を一体的に実施し、 その課題や効果・影響等 を検証することにより、課 題の解決に資する対策や 取組等の実装を図る。	広域的地域活性化のための基盤整備 に関する法律の改正(令和6年11月施 行)を踏まえ、二地域居住者の負担軽 減や生活環境の整備等といった中長期 的な課題の解決に向けた官民連携の 先進的なモデル事業を支援し、二地域 居住等の促進を図る。	—	コンソーシ アム(地方 公共団体、 民間事業 者から構成 される組 織)	○		○		定額 1/2	10	73の内数	—	—	令和7年9月に採択予定(R7当 初予算) (※公募期間7月31日～8月29 日)		67
30	国土交通省	特定居住支 援法人による マッチング の支援	特定居住支援法人の裾 野の拡大に向けて、特定 居住支援法人による先導 的な取組として、特にマッ チング機能の強化を支援 し、モデルケースの蓄積 や全国的な横展開を図 る。	地域と二地域居住者を繋ぐコーディネーターとしての役割を担う特定居住 支援法人の裾野の拡大に向けて、NPO 法人・民間事業者等であって特定居住 支援法人として指定された者が実施す る先導的な取組の実証調査を行う。	—	民間事業 者			○		定額	—	73の内数	—	—	—		67
31	観光庁	地方部での 滞在促進のための地域 周遊観光促進事業	持続可能なあり方で旅行者 の地域周遊・長期滞在 を促進するため、観光地 域づくり法人(DMO)が中心 となり、地域が一体と なっていく取組に対して、 総合的な支援を行う。	登録DMO、地方公共団体が実施する 旅行者の地域周遊・長期滞在の促進を 目的とした以下の取組(地方ブロック毎 に開催される連絡調整会議における調 整を行ったものに限る)に対する支援等 を行う。 (補助メニュー) ①調査・戦略策定、②滞在コンテンツの 充実、③受入環境整備、④旅行商品流 通環境整備、⑤情報発信・プロモーション	・岐阜県恵那市 R5年度事業にて、一般社団法人岐阜 県観光連盟が行う、岐阜県内の観光資 源(坂折棚田含む)を活用したツアー の造成及びOTA掲載に対して支援を 実施。	・登録 DMO、地方 公共団体	○	○			①:定額 (上限1,0 00万円) ②～⑤:事 業費の1/2 等	445	545	当該事業の要件を満たしている棚田を含む地域については、 事業の活用が可能であり、今後も引き続きこの方針を継続することとする。	棚田を含む地域のうち、旅行者の地域周遊・長期滞在促進のための支援を希望する地域	調整中		68
32	観光庁	新たな交流 市場・観光資 源の創出事業	これまで横ばい傾向であ った国内旅行市場が需要 拡大へ転じるためには、 新たな交流市場の創出が 重要。 地域との交流による来訪 や、地域運営への参画等 の関係人口化を通して反 復継続した来訪を創出す る「第2のふるさとづくり」 を、個人および企業の2方 向で促進し、国内交流需 要の拡大を図る。	(1)個人版第2のふるさとづくりモデル 人と地域との交流を通して、来訪者が 地域に来訪し今後も地域と関わるきつ かけとなるとともに、継続して来訪する 仕組みの構築に向けたモデルを造成 する。(調査事業) (2)企業版第2のふるさとづくりモデル 企業と地域の結びつきを強固にし、「企 業の関係人口化」に向けて、地域課題 の解決による地域活性化など、企業の 関心が高いテーマに関して地域との交 流を通じて学ぶとともに、継続して来訪 する仕組みの構築に向けたモデルを造 成する。(調査事業)	—	国	○	○	○		(1)(2)直 轄事業 国費による 100%負担	326	326	—	—	調整中		69

令和8年度棚田地域振興関連予算概算要求一覧表

No.	府省庁名	事業名	事業目的	事業概要	棚田地域における実績(事例)	事業実施主体	補助対象				主な補助率	R7予算 (百万円)	R8予算概算 要求(百万円)	令和8年度予算概算 要求における優先採 択措置、優遇措置の 追加や要件緩和等の 拡充措置	左記措置の 対象範囲	活動計画申請に当たっての 留意事項 (各事業の採択時期、活動計画 に位置付ける際の留意点等)	備 考	詳細版 参照 ページ
							地方公共 団体	協 議 会 等	民 間 事 業 者	そ の 他								
33	環境省	指定管理鳥 獣対策事業 交付金	近年、ニホンジカやイノシ シ、クマ等の鳥獣による 自然生態系への影響、農 林水産業や生活環境へ の被害が深刻化しており、計画的な捕獲による 個体群管理が不可欠な ため、ニホンジカとイノシ シの個体数を平成23年度 比で半減させることを当 面の捕獲目標とする「抜 本的な鳥獣捕獲強化対 策」の達成及びクマ類の 被害低減に向け、全国的 な指定管理鳥獣(ニホン ジカ・イノシシ・クマ類)の 捕獲及び出没防止対策 等の推進を図る。	集中的かつ広域的に管理を図る必要 がある鳥獣として国が指定した指定管 理鳥獣(ニホンジカ、イノシシ、クマ類) について、都道府県等が指定管理鳥獣 捕獲等事業に係る実施計画等に基づ き行う捕獲や被害対策等の取組に対 し、交付金により支援。特に、令和6年 4月に新たに指定管理鳥獣に指定され たクマ類の被害低減に向けて、個体数 等のモニタリング、出没防止対策、捕獲 や人材育成等を支援。	—	都道府県、 協議会	○	○			定額、 1/2以内等	200	3,700	棚田へのニホンジカ・ イノシシ・クマ類の侵 入を抑制するための 捕獲については本交 付金で支援。	—	令和8年3月下旬内示、4月以降 順次交付決定予定		70
34	環境省	生物多様性 保全推進交 付金(エコツー リズム地域活 性化支援事 業)	自然地域や棚田地域等 において、地域の自然資 源を活用した地域振興に 取り組むエコツーリズム 推進協議会等に対して、 推進体制の強化、資源調 査、魅力あるプログラムの 開発、ガイド等の人材 育成等の取組を交付金に より支援。	エコツーリズムの推進に取り組む地域 協議会(地方公共団体等で構成)を対 象。 魅力あるプログラムの開発、ガイド等の 人材育成等、地域のエコツーリズム推 進に向けた取組を交付金により支援。	—	地域協議 会		○			1/2	20	60	棚田地域においてエ コツーリズムに取り組 む地域協議会の支援 には、本交付金の活 用を図っていく。	エコツーリズム の推進に取り組 む地域協議会 であること。	令和8年2月上旬に公募開始、4 月下旬以降目途に採択予定		71
35	内閣府	新しい地方 経済・生活環 境創生交付 金	地方がそれぞれの特性 に応じた発展を遂げるこ とができるよう、日本経済 成長の起爆剤としての大 規模な地方創生策を講ず るため、地方公共団体の 自主性と創意工夫に基づ く、地域の多様な主体の 参画を通じた地方創生に 資する地域の独自の取 組を、計画から実施まで 強力に後押し。	地方公共団体の自主性と創意工夫に 基づき、地域の多様な主体の参画を通 じた地方創生に資する地域の独自の取 組みを支援。	・高知県本山町、高知県 「棚田を中心とした地域活性化事業」 農道や水路管理道を整備し、デジタル 技術を活用することで、効率化を図り、 高品質な農産物の安定的な生産を可 能とする。また、地域団体・アウトドア関 連企業と連携し、収穫体験等の農業体 験や、ガイドツアー等を通じて棚田の魅 力発信を図ることで観光客を呼び込 み、棚田を応援する企業や個人との繋 がりや、地域のブランド米の販売促進に つなぐよう」、棚田を活用した農業と観 光の相乗効果により、農家の所得向上 や関係人口の増加を目指す。 ・大分県宇佐市 「地域商社で生み出す地産都消による ウェルビーイング」 H28年度から棚田百選である「両合棚 田」の再生をはじめとしたプロジェクトを 実施しており、耕作計画に沿って計画 的に耕作田を増やすことで、耕作放棄 地解消に取り組んでいる。今後は、棚 田ならではの「掛け干し米」を地域資源 として活用することで収益の増加を図る とともに、地元大学や高校等との連携 により、棚田の再生、振興等に係る交 流人口の創出を図り、地域の情報発信 の媒体となってもらうことで、「両合棚 田」の景観の保全や耕作面積の増加に よる魅力ある地域を目指す。	地方公共 団体	○			1/2等	200,000の内 数 (別に令和6年 度補正 100,000の内 数)	237,367の内数	—	—	—	内数	72	